

後期基本計画

第1章 つながりを生む住みよい町

第2章 みんなで支えあう安全・安心な町

第3章 地域とともに健やかに暮らせる町

第4章 新たな魅力を発信しにぎわいのある町

第5章 ふるさとに学び次代につなぐ町

第1章 つながりを生む住みよい町

自然環境や景観に配慮しながら、憩いや集いを生む公園や利便性の高い道路インフラなどの整備を進めます。町内の地域同士、さらに他市町村とのつながりを生むような生活・交通環境を整え、町民が住みやすいまちづくりに挑戦します。

第1節 立地条件を活かしたまちづくり



1 交通ネットワークの充実

【現状と課題】

町の道路は、国道2路線、主要地方道1路線、一般県道5路線、町道360路線によって体系づけられています。日常生活や流通における利便性・安全性の向上のための道路を整備・改良するとともに、歩行者・自転車の交通安全対策を促進し、橋梁をはじめとした道路施設の長寿命化を図る必要があります。

また、人口減少などに伴う公共交通機関の利用者の減少と、公共交通機関の担い手不足により、既存の公共交通機関を維持・確保することが困難になってきているなど、地域公共交通を取り巻く状況は厳しく、地域公共交通に関する課題へ計画的・継続的に対応する必要があります。

さらに、交流圏、経済圏や関係人口¹を拡大させるため、山形空港発着の各路線の利便性と利用率の向上を促進するとともに、山形空港や山形新幹線が発着する近隣駅までの交通の維持・確保を図る必要があります。

【主な課題】

- ・河北橋の老朽化
- ・公共交通・交通アクセスの改善

【基本的施策】

- (1) 広域道路ネットワークの整備促進
 - ア 物流の円滑化、産業振興、インバウンドを含む観光振興、交流人口拡大などの観点から、山形自動車道や東北中央自動車道の整備を促進します。
- (2) 国道・県道の整備
 - ア 生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持などのため、国道287号の谷地橋を含む四車線化や主要地方道寒河江村山線の河北橋架替

¹ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

など、国道・県道の整備を促進します。

イ 橋梁や舗装などの道路施設について、道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、計画的な道路施設の長寿命化と維持管理を促進します。

(3) 町道の整備

ア 地域の利便性向上や道路環境の改善を図るため、狭あい道路の解消や機能改善などに努めます。

イ 通学路における歩道の整備や危険交差点の改良など、誰もが安心して利用できる安全な道路空間の整備などに努めます。

ウ 道路施設の長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進するため、予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な維持管理に努めます。

(4) 地域公共交通計画に基づく地域公共交通の再構築

ア 通勤・通学や買い物・通院などの利用ニーズに対応するため、通学支援や情報発信を通じて利用促進を図るとともに、河北町の地域公共交通計画を策定し、地域公共交通の再構築を推進します。また、計画に基づき、公共交通の再編や多様な交通手段の導入などを検討し、公共交通に関する課題に対して計画的かつ継続的に対応します。特に、西村山地域医療の中核となる新病院への交通アクセスの確保に向けて着実に推進します。

イ 周辺駅や空港への交通アクセスの充実に努めるとともに、町営バスと路線バス・鉄道などの公共交通機関同士の接続を良くするなどの利便性の向上に努めながら、各路線バスの維持を図ります。

ウ 近隣市町村や、仙台市との交通アクセス強化に向け、山形県地域公共交通計画に基づいて、県・近隣市町村と連携した広域的な公共交通の維持・確保について調査検討します。

2 生活・情報インフラの充実

【現状と課題】

町の公共下水道事業は、1980年（昭和55年）に着手し、1988年（昭和63年）に供用を開始しました。2025年（令和7年）3月末までの整備面積は637.5ha、処理人口普及率が90.6%、水洗化率（人口比）が82.6%となっています。今後も住みやすい生活環境づくりのため、下水道整備認可区域²内の汚水管路整備を促進し、普及率の向上を図る必要があります。

水道事業については、水道水の安定した供給のため、効率的な上水道経営が求められます。また、災害時における重要なライフラインのひとつである上水道の確保のため、災害に強い水道施設の整備を図る必要があります。

² 下水道整備認可区域：全体計画のうち、おおむね5年の間に公共下水道の整備が可能な区域

また、情報通信に係る技術革新が近年急速に進展しており、今後益々の発展が予想されている情報通信の環境整備について、町としての推進や活用が求められています。

【主な課題】

- ・上下水道施設等の老朽化及び耐震化等に伴う更新費用の確保

【基本的施策】

(1) 生活インフラ

- ア 公共下水道事業計画に基づき、処理区域の整備を促進します。
- イ 農業集落排水³・公共下水道の健全な経営のため、適正な料金設定、下水道接続率の向上に努めます。
- ウ トイレなどの水洗化を積極的に推進するため、排水設備等設置改造資金利子補給の有効活用や融資のあっせんなどにより普及促進に努めます。
- エ 合併処理浄化槽⁴の整備を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の有効活用による普及促進に努めます。
- オ 災害に強い水道施設の整備を推進します。
- カ 合理的、効率的な経営などにより、水道料金及び下水道使用料金の適正化を図ります。
- キ 更新費用の平準化を図るとともに、上下水道管路などの老朽化対策に努めます。
- ク 経営戦略に基づき、上下水道事業の経営健全化に努めます。

(2) 情報インフラ

- ア 急速な技術革新に対応し、暮らし・教育の充実や産業の進展に向けた情報通信環境の整備、活用を推進します。

3 計画的な土地利用

【現状と課題】

町の面積は 52.45k m²であり、その内訳として農用地が約 33%、森林が約 27%、宅地が約 10%となっています。

土地利用については、国土利用計画を基本に、農業振興地域整備計画、都市計画及び森林整備計画による適正な管理を行い、自然環境や景観に配慮した総合的かつ計画的な利用が求められます。

農用地については、遊休農地⁵のさらなる拡大が懸念される中で、食料の安定供給、農用地の貯水機能を含む多面的機能の活用をさらに進めるため、遊休農地の解消と発生防止を図り、優良農用地の保全を図る必要があります。

³ 農業集落排水：農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設

⁴ 合併処理浄化槽：個人等が設置する個別処理施設（し尿と生活雑排水を同時に処理）

⁵ 遊休農地：現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地

森林については、災害防止、水源かん養などの公益機能を担っており、適正な森林育成に努める必要があります。

【主な課題】

- ・豊かな自然環境の保全と活用
- ・遊休農地の解消と発生防止

【基本的施策】

(1) 農用地域

- ア 食料自給率向上を図るための農用地の確保と条件整備を推進します。
- イ 農用地の多面的機能を促進し、再生利用が可能な遊休農地が荒廃化しないように利用調整を行い、優良農用地の保全に努めます。

(2) 森林地域と河川地域

- ア 森林による町土保全、水源かん養、保養休養、自然環境保全など、森林の公益機能の充実に努めます。また、豊かな自然環境の保全に配慮しながら、地域内の公園施設などの適切な管理と活用を図ります。
- イ 河川地域の安全安心な環境整備と豊かな水辺空間の活用を推進します。

(3) 都市計画区域

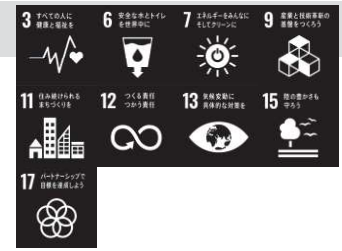
- ア 第2次都市計画マスタープランについて、第8次総合計画（後期計画）に即した中間見直しを、策定より10年経過後の2026年度（令和8年度）に実施します。
- イ 人口減少社会を見据え、それぞれの地区の特長を活かしつつ、持続可能で利便性の高いコンパクトな都市づくりを推進します。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024年度（R6年度）	2030年度（R12年度）
町営公共交通機関利用者数		23,949人	28,000人
公共下水道水洗化率		82.6%	83.4%
遊休農地面積		7.3ha (R1～R6：4.7ha増)	11.0ha

第2節 災害に強い快適なまちづくり

1 災害に強く、憩いと潤いある環境形成



【現状と課題】

町の河川面積は 399ha となっており、町民生活に憩いと潤いのある生活環境空間となっている一方、豪雨災害が頻発化、激甚化しており、令和2年7月豪雨災害では、床上浸水や土砂災害など、町内各地で甚大な被害が発生しました。このため、災害に強いまちづくりの早期実現のために、国・県・町による流域治水対策プロジェクトなどの推進や、インフラの防災機能の強化が必要となります。

また、冬期間の雪害に対応した、雪に強く住みやすい交通基盤環境を確保する必要があります。

公園・緑地については、地区公園（河北中央公園）1箇所、近隣公園2箇所、街区公園16箇所、都市緑地（最上川谷地橋上下流）2箇所などとなっており、生活環境保全や都市空間の形成、災害時の避難場所など重要な役割を果たしています。今後も周辺環境を考慮し、町民の憩いの場、集いの場として、潤いのある空間づくりを推進する必要があります。

さらに、景観について、美しいまちなみ景観条例に基づき、歴史的・文化的な建築物などの保存と美しい街なみ景観形成を推進してきました。今後も潤いある豊かな生活環境をつくるため、自然、歴史、文化が調和する魅力あるまちなみづくりを推進する必要があります。

【主な課題】

- ・流域治水対策プロジェクトなどの推進や、インフラの防災機能の強化

【基本的施策】

- (1) 国、県などと連携しながら、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減と再度災害防止を図ります。また、インフラの長寿命化などにより施設本来の機能を確保し、災害に強いまちづくりを推進します。
- (2) 雪に強く住みやすいまちづくりを推進し、町道除雪の円滑を図るため、地域と連携し、雪押し場の確保に努めます。
- (3) 公園や緑地などの適正管理と整備・利用を促進します。
- (4) 美しいまちなみ景観条例に基づき、沢畑地区、ひな市通り東地区の歴史と地域の特徴を活かした景観形成を図ります。

2 未来につなぐ環境保全

【現状と課題】

世界的に、「SDGs⁶」の目標に資する取り組みが推進されるようになり、国においては、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル⁷」を目指しています。

町では、令和4年に「ゼロカーボンかほく」宣言を行い、再生可能エネルギー設備導入への補助率の拡充や断熱窓への改修費用に対する補助の創設など、ゼロカーボンシティ⁸の実現に向けて取り組んでいます。

廃棄物処理を取り巻く環境は、プラスチック資源循環・食品ロスの取り組み、ライフスタイルの多様化などにより複雑化しており、新たな課題にも対応していく必要があります。また、地球温暖化を防止するため、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）⁹推進の取り組みにあわせて、町民の健康と生活環境の保全のため、大気・公共用水域や土壌の汚染、有害化学物質による環境汚染の防止に努める必要があります。

【主な課題】

- ・ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組み強化

【基本的施策】

- (1) 環境基本条例や環境基本計画に基づき、環境保全を図り、GX推進によるゼロカーボンシティの実現を目指します。
- (2) 環境基本計画に基づき、環境保全町民会議の活動を推進し、資源循環型社会の形成に努めます。
- (3) 資源回収・雑がみ回収の実施やリサイクルに向けたごみ分別の指導を徹底し、さらなる再資源化に努めます。
- (4) 食品ロス削減など、ごみ発生抑制の取り組みを推進し、ごみの減量化に努めます。
- (5) 清潔で快適な生活環境づくりの意識高揚を図るため、衛生組合の育成に努めます。
- (6) 太陽光発電などの環境に優しい再生可能エネルギーの利用促進や断熱機能に優れた省エネルギー住宅の普及を促進します。

⁶ SDGs：貧困、飢餓、ジェンダー、教育、環境、経済成長、人権といった幅広いテーマからなる17の目標とそれらを達成するための具体的な169の達成基準が設定されている「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略語。

⁷ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、同時に森林などによる吸収量を増やすことで、排出量と吸収量をプラスマイナスゼロにすること。

⁸ ゼロカーボンシティ：令和32年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体。

⁹ GX（グリーントランスフォーメーション）：カーボンニュートラル達成のため、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電など再生可能なクリーンエネルギー中心へと転換していく取り組み。

- (7) 家庭での省エネ意識の向上に向けた啓発活動や、クリーンエネルギー自動車の普及促進に係る取り組みなどにより、低炭素で持続可能な社会づくりの啓発に努めます。
- (8) 省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用、廃棄物削減など、公共施設における環境への取り組みを進めるとともに、温室効果ガス排出削減に配慮した公共施設の改修、設備の導入を検討します。
- (9) 地域住民による排水路環境整備を進め、環境保全に努めます。
- (10) 不法投棄や犬などのフン害の防止、鳥獣被害の防止に努めます。
- (11) 地下水の適正利用や公害の防止措置の指導に努めます。
- (12) 河川の水質や大気中の有害物質の把握に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度（R 6 年度）	2030 年度（R 12 年度）
雪押し場数		84 か所	85 か所
一人あたりごみ排出量		787g	760g

第3節 若者が選ぶまちづくり



1 関係人口の創出・拡大

【現状と課題】

人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、若者を中心とした地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

町においても、地域と都市部などとの継続的なつながりとなる特定の地域に継続的に多様な形で関わる者、いわゆる関係人口の増加は、町の流入人口の増加や産業活性化、さらには将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、関係人口の創出・拡大が求められています。

【主な課題】

- ・複合的な情報発信
- ・関係人口の創出・拡大に向けた交流エリアの形成

【基本的施策】

- (1) SNSやインターネットを活用し、かほく発信大使¹⁰と協力することにより、全国各地への情報発信の充実に努めるほか、首都圏における食のイベントや特産品マルシェなどへの参加を通して町の魅力を広く発信し、関係人口の創出に努めます。
- (2) アンテナショップを関係人口案内所と位置づけ、町と連携しながら情報を発信し、関東圏でのファンコミュニティの拡大を図ります。
- (3) ふるさと応援寄附制度の返礼品をより充実させ、町の地場産品のPRと寄附者数の増加に努めます。
- (4) 首都圏に在住する町出身者などで構成されるいきいき関東河北会との連携を図り、会員の愛郷心の高揚に努めます。
- (5) 地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図るため、関係人口の拡大や、二地域居住¹¹者向けの住まい・なりわいの紹介、地域住民との交流エリアの形成に向け、既存ストックのリノベーションなど交流拠点施設の整備に向けた検討を進めます。

¹⁰ かほく発信大使：町の魅力をより多くの人へ発信して認知度を高めるとともに、特産品などに助言をいただきブランド化につなげるための協力をお願いしている方々。

¹¹ 二地域居住：主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等を含む）を設ける暮らし方

2 若者の定住促進と移住支援

【現状と課題】

晩婚化や未婚率の上昇による少子化傾向、若者の町外への流出、平均寿命の伸長に加え、団塊の世代の高齢化が加速的に進展しています。また、働き方改革や高度情報通信社会の進展、若者の価値観の変化が進んでいます。

このような現状を的確に捉え、地域経済の活性化と地域力の維持・向上につなげ、加速化する人口減少に歯止めをかけるため、町外からの移住者に対しての受入体制や支援の充実により、移住希望者を呼び込むことが必要とされています。

特に若者については、一度町外へ転出した人の地元回帰や定着促進を図ることが必要とされています。

【主な課題】

- ・移住者に対する受入・支援体制の強化
- ・若者の地元回帰、定着促進

【基本的施策】

- (1) 町外からの転入者に対する各種助成制度や、移住する方をサポートする体制を整えるなど、移住定住の推進を図ります。
- (2) 教育や地域活動における郷土愛の醸成、切れ目のない子育て支援の充実、職・仕事の創出、就業支援、奨学金返還支援に努めます。
- (3) 地元回帰促進住宅開発事業により、若者に魅力ある住環境を整備促進し、若者の地元回帰と定着促進を図ります。
- (4) 関係人口の創出、交流人口の拡大に向けた情報発信と連携しながら、移住定住につながる戦略的な情報発信、かほくの暮らしに関する総合的な情報発信に努めます。

3 住み続けられるまちづくりと居住環境の整備・充実

【現状と課題】

加速化する人口減少に歯止めをかけるためには、町民に住み続けてもらえるまちづくり、安心して暮らせる居住環境の確保が必要とされています。

住宅の耐震化については、地震災害での被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修の推進が求められます。

公営住宅については、現在、町営住宅 52 戸、2009 年度（平成 21 年度）に取得した定住促進住宅 120 戸、県営住宅 36 戸があり、計画的な修繕により適切に管理する必要があります。

空き家・空き地については、ライフスタイルや居住形態の変化などの要因から増加しており、こうした資源の活用を検討していく必要があります。

【主な課題】

- ・ライフスタイルの変化に対応した居住環境の整備
- ・二地域居住環境の整備
- ・空き家バンク制度の利活用

【基本的施策】

- (1) 建築物耐震改修促進計画に基づき、2000年（平成12年）5月以前の耐震基準で建築された住宅に対して、耐震診断、耐震改修を推進します。
- (2) 居住環境の改善と地域経済の活性化のため、持家住宅促進事業費補助金の充実を図ります。
- (3) 公営住宅の長寿命化と良好な居住環境の確保を図るため、計画的な修繕計画の整備を図ります。また、ライフスタイルの変化に対応した居住環境を提供するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリノベーションを実施していきます。
- (4) 空き家バンク制度などの活用に努め、民間機関などと連携し、定住に向けた居住環境の形成を促進します。
- (5) 仕事と休暇を両立することを目的とした新たなスタイルの働き方に対応した環境整備・充実に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024年度（R6年度）	2030年度（R12年度）
関係人口 （うち、ふるさと納税寄附者数）		55,616人 (42,011人)	56,000人 (43,000人)
若者（20歳～39歳）人口		2,515人	2,500人
転入者数－転出者数 （うち、外国人）		△1人 (41人)	31人
県外からの移住件数（世帯数・累計）		7世帯	50世帯
空き家バンク登録件数【新規】		8件	10件

第2章 みんなで支えあう安全・安心な町

雛とべに花の里づくりを継承しながら、町民、地域、行政などが一体となり支え合い、健全な行政、財政を確立します。防災力、地域コミュニティの強化による安全で安心して暮らせるまちづくりに挑戦します。

第1節 参加と連携による安全・安心な暮らし



1 災害に備えた防災力の強化

【現状と課題】

消防団は、地域に密着した防災機関として初期消火や予防消防など重要な役割を担っています。そのため、消防設備の適正かつ計画的な配備と更新が求められています。また、2020年（令和2年）7月豪雨により、町ではこれまで経験したことのない甚大な被害が発生し、更なる防災力の強化が必要とされています。

大規模災害時には消防機関などの活動が著しく制限され、対応に遅れが出る可能性があります。また、災害発生情報や、避難指示などの災害情報について、町民への正確で迅速な情報共有を行う必要があります。さらに、物資の提供など応急復旧活動について、町内企業などと災害時応援協定を締結していますが、消防や救護活動については、地域住民相互の援助である自主防災組織の活動が重要であり、今後も地域防災計画に基づき、自主防災組織¹²の充実と地域防災活動の強化を図る必要があります。

【主な課題】

- ・情報伝達の多重化
- ・災害時を意識した実効性のある訓練実施

【基本的施策】

- (1) 地域防災計画に基づき、災害の予防対策、応急対策と復旧・復興対策に努め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護します。
- (2) 災害情報の収集・広報・情報伝達などの災害発生時の情報共有の強化を図ります。また、防災行政無線の更新にあわせ、メディアとの連携やSNSの活用など情報発信体制を整備します。
- (3) 防火水槽・消火栓の適正配置を計画的に促進し、充足率の向上に努めます。

¹² 自主防災組織：自分たちの地域を自分たちで守るため自主的に結成し、災害による被害の予防や軽減するための活動を行う組織。

- (4) 小型動力ポンプ積載車や資機材運搬車を更新・追加配置するなど、機動力の向上に向けた消防力の強化を図ります。
- (5) 防災施設、避難所・備蓄資機材などの充実を図り、災害に備えます。
- (6) 自主防災組織の強化・充実を図り、地域の防災訓練、防災士資格の取得などによる地域の防災意識の高揚に努めるとともに、災害ボランティア活動が円滑に行えるよう支援をします。
- (7) 地域住民とともに、町や関係機関による総合防災訓練と水防訓練を推進します。
- (8) 山形県防災行政通信ネットワークの有効利用により、洪水や水害の情報を速やかに取得し、早期の対応を図ります。
- (9) 避難行動要支援者避難支援プランに基づき地域との連携を強化します。

2 安心して暮らせるコミュニティづくり

【現状と課題】

町では、交通事故の発生を防止するため、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進めてきました。町民一人一人はもちろん、交通弱者である子どもや高齢者などを交通事故から守るため、今後も交通安全意識の高揚を図り、計画的な交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯協会などの組織の充実を図り、地域における防犯意識の高揚に努める必要があります。さらに、防犯灯の適切かつ計画的な設置と更新を図る必要があります。

消費生活について、規制緩和、自己責任など消費生活を取り巻く経済社会環境が大きく変化しており、消費者が求めるものが多様化・高度化し、販売方法や支払方法も複雑かつ多様化しています。このような状況で、新たな問題に対応するため、消費者を保護するための適切な情報提供や学習体制、相談窓口の充実を図る必要があります。

空き家・空き地については、安全な住環境の確保や防災、衛生上及び迷惑防止などの視点も含めた対策を講じていく必要があります。

【主な課題】

- ・空き家の発生予防と適正管理、利活用

【基本的施策】

- (1) 第11次交通安全計画に基づき、施策の推進に努めます。
- (2) 交通安全推進協議会の活動を推進します。
- (3) 交通教室や免許返納者への支援に取り組み、幼児や高齢者などの交通弱者に配慮した交通安全対策を推進します。

- (4) 事故多発の交差点における信号機の設置を促進し、カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。
- (5) 交通安全指導員の配置などにより、児童生徒の登校時における交通安全の確保に努めます。
- (6) 交通安全専門指導員などによる地域住民に対する交通安全教育とその普及に努めます。
- (7) 地域安全条例に基づき、地域における防犯意識の高揚と防犯組織の充実を図ります。また、プライバシー保護に配慮しながら防犯カメラの適正な配置を検討します。
- (8) 防犯協会や関係機関と連携し、特殊詐欺など新たな犯罪への予防啓発を図ります。
- (9) 防犯灯の計画的な設置と更新を図ります。
- (10) 悪質商法などによる被害を未然に防ぐため、情報提供や消費者学習体制の拡大と充実を図ります。
- (11) 消費生活に係る相談窓口の充実を図ります。
- (12) 空き家等対策計画及び空き家等の適正管理に関する条例に基づき、空き家などの発生予防をはじめ、適正な管理や利活用などを総合的・計画的に推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を図ります。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
自主防災組織防災訓練実施率		55.1%	90.0%
交通事故発生件数 (人身事故)		38 件	35 件

第2節 町民総参加によるまちづくり



1 雛とべに花の里づくり

【現状と課題】

町では、1980年（昭和55年）に「べに花の里・かほく」を標榜して45年が経過しており、その間、様々な施策に取り組んできました。また、第6次総合計画である「創造・発展計画」では「紅花」とともに「雛」にこだわったまちづくりを推進してきました。

今後も従来の事業を検証しながら、「雛」と「紅花」にこだわったまちづくりを推進します。特に「紅花」については、2018年度（平成30年度）に日本遺産、日本農業遺産に認定されたことから、日本遺産の「山寺が支えた紅花文化」を構成する紅花資料館や林家舞楽などと、多くの町の資源を組み合わせたストーリー性のある個性的なまちづくりを進める必要があります。

【主な課題】

- ・特色ある雛とべに花の里ブランディング

【基本的施策】

- (1) 「雛」と「紅花」にこだわった、河北町ならではの個性的で魅力あるまちづくりを進めます。
- (2) 紅花栽培・活用方法の検討や紅花に関連したイベントの充実などを図り、町民と一体となったべに花の里づくりを推進します。
- (3) 紅花修景地の整備に努めます。
- (4) 紅染めなどの紅花を原料とした産業の振興や、町内の様々な資源との組み合わせなど、雛と紅花の物産品の開発を推進します。
- (5) 伝統ある谷地ひなまつりなど「雛」を活用したまちづくりを推進します。
- (6) 町内の由緒ある雛人形や雛に関連する文化財の保存に努めます。
- (7) 「雛とべに花の里」の中核施設である紅花資料館の充実を図り、べに花の里の拠点として情報発信に努めます。
- (8) 紅染め体験やさくらんぼなどの観光農園をはじめとする体験観光施設への受け入れを促進し、友好都市や都市部とのさらなる交流を図ります。
- (9) 町の公式マスコットキャラクター「べにのすけ」を活用した、さらなる町のPRを図ります。

2 町民主体のまちづくり

【現状と課題】

社会環境の急激な変化に伴い、行政に求められる要望や課題は、多種多様化しています。これらに的確に対応し町民サービスの向上を図るため、「広報かほく」の発行や「町長と語る日」などの広報広聴活動を展開しています。今後もこのような活動を充実していくとともに、情報通信技術を活用した行政サービスの提供を図る必要があります。同時に、開かれた行政運営を推進するため、条例に基づき、情報公開に努める必要があります。

また、活力ある住みよいまちづくりを目指し、町民、地域(事業者)、行政が一体となった協働のまちづくりが求められています。今後も町民が主体となった地域づくり活動への支援、NPO法人やボランティア団体の育成とともに連携を図っていく必要があります。

さらに、町民一人一人がその人権を尊重しつつ、性別ならびに性的指向・性自認にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に努める必要があります。

【主な課題】

- ・情報発信の強化・充実
- ・地域の担い手育成

【基本的施策】

(1) 広報・広聴

ア 資源、人材などの「地域の宝」や町の政策の情報を分かり易くまとめ、町内外への魅力の発信に努めます。

イ 「広報かほく」、「議会だより」による広報活動や、議会中継をはじめ、ホームページやSNSなどを利用した情報提供の充実を図ります。

ウ 「町長と語る日」や「べに花夢トーク」、「べに花メール」などを利用した幅広い広聴活動を充実します。

エ 情報の積極的公開に努め、開かれた行政運営を推進します。

(2) 協働のまちづくり

ア 協働のまちづくり町民会議の開催による幅広い世代からの意見の政策への反映、各種イベントへの参加・協力などにより、全町民が活躍できるまちづくりを推進します。

イ NPO法人やボランティア団体、町民活動団体など町民の創意・工夫による自主的な地域づくり活動を支援し、まちづくりへの町民参加と住民自治を推進します。

ウ 研修会の開催や地域振興総合交付金事業の実施などにより、地域内の相互支援体制や防災体制など地域コミュニティの強化及び地域力の向上を図ります。

エ NPO法人やボランティア団体を育成・支援します。

オ 冬季間の安全な交通、通学環境の確保、さらには地域協働による高齢者が安心して暮らせる総合的な雪対策に努めます。

カ 若者や子育て世代などが集い、情報交換のできる拠点づくりについて検討します。

(3) 男女共同参画

ア 町民一人一人がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。

イ 各種委員会における女性構成比率を高めます。

ウ 男女共同参画教材を使用した各小・中学校での授業や講座を開催し、男女共同参画社会を推進します。

3 地域間交流・国際交流の推進

【現状と課題】

友好都市を中心に、物産や文化などの交流事業を展開してきました。今後も友好都市をはじめとした様々な地域間の交流を推進する必要があります。

また、国際化の進展により、外国人技能実習生をはじめとした在住外国人が増加していることから、国際社会に対応できるまちづくりを進めるとともに、国際交流協会への支援を図り、幅広い分野での国際的な交流を促進する必要があります。

【主な課題】

- ・ 在住外国人に対する交流機会の創出、情報提供の充実

【基本的施策】

(1) 地域間交流

ア 紅花文化や時代雛、まつり、郷土芸能の継承活動や農産品などを通して、他地域との交流を図ります。

イ 友好都市徳島県藍住町との交流を図ります。

ウ 友好都市宮城県石巻市との交流を図ります。

(2) 国際交流

ア 河北町国際交流協会の活動や英会話等推進事業などを推進し、外国語に慣れ親しみ近隣諸国などに対する国際理解を深めるとともに、外国語の習得や普及に努めます。

(3) 在住外国人支援

ア 事業所と行政などが一体となって、交流機会の創出や暮らしと安全に関するわかりやすい情報提供など、在住外国人への支援に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度（R 6 年度）	2030 年度（R 12 年度）
べに花まつり来場者数		1,318 人 (直近3年平均)	1,800 人
谷地ひなまつり来場者数		67,000 人	90,000 人
広聴事業参加団体数 (町長と語る日・べに花夢トー ク)		9 団体	15 団体
SNS登録者数(町公式LINE・ Instagram)【新規】		3,109 人	4,400 人

第3節 社会の変化に対応できる行財政運営



1 町民の期待に応えられる行政改革

【現状と課題】

2021年（令和3年）に新庁舎が完成し、より一層の町民サービスの向上や、事務の効率化が期待されています。

また、自治体の裁量拡大が進展する中、社会情勢の変化や行政課題に的確に対応できる組織機構の構築が求められています。今後も行政事務の合理化や事務の見直しなどを実施し、行政運営の適正化に努める必要があります。

さらに公共施設の老朽化、小学校の統合及び校舎の新たな利活用を視野に、公共施設の集約化・複合化などについて検討を進める必要があります。

【主な課題】

- ・ 公共施設の老朽化
- ・ 空き校舎の利活用

【基本的施策】

- (1) 行政組織運営全般について、計画策定・実施・検証・見直しのサイクルに基づき、不断の点検を行い、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努めます。
- (2) 行政が行う政策・事務事業を評価・検証する行政評価システムの活用により、行政事務を効率的に執行します。
- (3) 職員研修や人事評価制度により、組織全体の士気高揚と公務能率の向上、接遇の強化に努め、高い能力をもち、信頼される職員を育成し、町民サービスの向上を図ります。
- (4) 西村山広域行政事務組合や山形連携中枢都市圏など、周辺自治体を含めた広域行政を推進します。
- (5) 省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用、廃棄物削減など、公共施設における環境への取り組みを進めるとともに、温室効果ガス排出削減に配慮した公共施設の改修、設備の導入を検討します。
- (6) 公共施設の集約化・複合化などについては、ニーズを踏まえた機能の見直しを含め、地域の意見を集約しながら検討を進めます。

2 持続可能な財政運営の推進

【現状と課題】

厳しさを増す財政状況の中、持続可能な財政運営を推進するため、中・長期的な視点に立った財政運営が求められており、経常的経費の縮減や安定した税源の維持・拡大につながる資金や人材の投入など、行政施策の選択と集中による財政の健全化、町税をはじめとする自主財源の安定した確保が必要です。また、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度などの制度を取り巻く環境変化を見据えた制度運営や、公営企業などの健全な経営に努める必要があります。あわせて、町民に対して財政状況に関する情報提供が求められています。

【主な課題】

- ・管理コストの負担増
- ・積極的な財源確保

【基本的施策】

(1) 経費の適正化

- ア 事務事業の見直しを進め、民間委託などにより業務効率化を図ります。
- イ 適正な地方債管理に努め、地方交付税に算入される地方債の活用を図ります。
- ウ 民間資金を活用した社会資本の整備を調査研究します。
- エ 公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化や人口減少に対応した公共施設の適正な配置の実現を目指します。
- オ 統一的な基準を用いた地方公会計による財務書類を作成、公表することで、財政の透明性を高めます。

(2) 財源確保

- ア 地域産業の振興、企業の誘致、定住の促進などにより、税収入の確保を図ります。
- イ 地方財源確保のため、制度の改善などを国に要請します。
- ウ 国・県の交付金、補助金制度や財政措置がある起債の活用に努めます。
- エ 行政と町民の役割分担のあり方を検討し、受益の内容に応じた適正な使用料・手数料などの見直しを図ります。
- オ ふるさと応援寄附制度や企業版ふるさと納税制度¹³、クラウドファンディング¹⁴を周知・活用し、町民連携・企業連携による資金参加型のまちづくり事業の展開に努

¹³ 企業版ふるさと納税制度：国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる制度。

¹⁴ クラウドファンディング：不特定多数の人がインターネット経由などで他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

めます。

(3) 町税など

ア 適正かつ公平な課税に努めます。

イ 納税に対する意識の高揚を図るため、広報活動を強化します。

ウ 収納率の向上に努めます。

(4) 公営企業などの健全な経営

ア 上下水道事業の健全な企業経営を図ります。

イ 土地開発公社の健全な企業経営を図ります。

ウ 町が出資している第三セクターなどの健全な企業経営を図ります。

3 行政におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）¹⁵の推進

【現状と課題】

情報通信技術の進展は、社会制度や経済活動、生活様式など社会構造にも大きな変化をもたらしています。また、通信網の整備が進み、いつでも欲しい情報を発信・受信することが可能になっています。このような中、町では2023年度（令和5年度）に「河北町役場DX推進方針」を策定し、デジタル技術の導入により事務の効率化を進めています。今後も、新たな情報技術による行政事務の適正な情報化、行政情報を提供するホームページやSNSなどを活用した情報発信の充実などにより、町民サービスの向上に努める必要があります。

【主な課題】

- ・業務の効率化、町民サービスの向上
- ・マイナンバーカードの利活用

【基本的施策】

- (1) 業務プロセスの見直しやデジタル技術を活用した業務の効率化により、行政事務のDXを推進します。また、リモートワークにより、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の実現を進めます。
- (2) 庁内ネットワークの利用による行政資料データの共有化を行い、事務の簡素化・効率化を図ります。
- (3) 町のホームページやメールマガジンなどを活用し、行政情報をより多く提供しながら町民との情報の共有化を図ります。
- (4) マイナンバーカードの普及を図るとともに、マイナンバーカードを活用した行政サービスにより、町民の利便性の向上に努めます。

¹⁵ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術やデータを活用してサービスや業務を変革し、より良い方向に変化させること。

- (5) 個人情報保護のため、情報セキュリティの強化を図り適正な管理を実施します。
- (6) 町民のデジタルリテラシー¹⁶の向上を図るとともに、デジタルになじみのない町民も利用しやすい行政サービスの提供に取り組みます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
用紙購入量		2,275 千枚	2,400 千枚
経常収支比率		93.5%	90.9%
マイナンバーカード交付率		81.6%	100%

¹⁶ デジタルリテラシー：デジタル技術やデジタル機器、それらを利用する各種オンラインサービス等を適切に理解し、効果的に活用できる能力

第3章 地域とともに健やかに暮らせる町

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、運動教室などの健康づくりや介護サービスの充実、結婚から出産、子育てまでを地域全体で支援します。安心して子どもを産み育てられる社会環境づくりを進め、町民が健やかにいきいきと生活できるまちづくりに挑戦します。

第1節 オールかほくで応援する子育て支援



1 結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援

【現状と課題】

子育てを取り巻く環境は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加といった社会変化により、厳しさを増しています。さらに、地域のつながりや支えが以前に比べ薄れており、集団的遊びの機会の減少、地域教育機能や見守り機能の低下、育児の孤立化、慣れない育児や子どもの将来への不安、経済的負担の増大など厳しい状況となっています。

このような環境の多様な変化に対応し、地域全体で結婚から出産、子育てまでの支援を推進し、切れ目のない支援を行っています。

また、ひとり親家庭については増加傾向にあり、近年の経済・雇用情勢の悪化により、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。ひとり親家庭の生活安定と自立に向け支援を図る必要があります。

【主な課題】

- ・子育てに関する不安の解消
- ・切れ目のない経済的支援の推進

【基本的施策】

- (1) 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の推進に努めます。
- (2) 広域的な婚活イベントの開催や結婚相談所の運営支援、結婚新生活支援事業を継続します。
- (3) かほく安心子育て応援事業や3歳以上の副食費の無償化、小中学校の学校給食完全無償化、高校生までの医療費完全無償化を継続し、子育てに関する経済的支援の充実に努めます。
- (4) 3歳未満の保育料の段階的負担軽減を着実に推進します。
- (5) 不妊治療の助成や各種給付事業などの経済的支援と、母子保健と児童福祉が連携した相談支援の充実に努めます。

- (6) 要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止ネットワーク機能を強化し、要保護児童の適切な保護を図ります。
- (7) 母子福祉団体活動への支援や母子父子寡婦福祉資金貸付制度の制度周知に努め、ひとり親家庭を支援します。

2 子育て環境の整備

【現状と課題】

共働き家庭の増加により、0～2歳児の保育ニーズが高まっています。また、ライフスタイルや就労形態の多様化等から、一時預かりや病児・病後児保育等多様な保育サービスの充実が求められています。

今後は、0歳児保育への支援の拡充や放課後児童クラブの充実を図り、働いている保護者が子育てしやすい環境の整備に努める必要があります。

また、2024年度（令和6年度）に「かほくっこ」こどもみらい応援宣言を行い、町全体でこどもを温かく見守り、安心して暮らせるよう一人一人へ届く支援を推進していく必要があります。

【主な課題】

- ・ライフスタイルの変化に応じた子育て環境の整備

【基本的施策】

- (1) 子育てニーズに合わせた情報の発信、子育て相談、親子交流の場の提供、子育てサークルの育成・支援を図ります。
- (2) 各種団体による子育て支援事業の推進に努めます。
- (3) 商工団体などと協力しながら、性別を問わない育児休業制度の普及とライフステージに応じた働きやすい職場環境づくりを促進します。
- (4) 放課後児童クラブの充実を図ります。
- (5) 一時預かりや病後児保育を継続するとともに、広域利用による病児保育の周知により、子育て支援の充実を図ります。
- (6) 幼稚園・認定こども園と小学校の連携を強化し、相互理解を深め、幼児教育振興協議会活動の充実を図ります。
- (7) 育児から子どもの教育までの一元的な相談機能の充実を図ります。
- (8) 発達障がいのある幼児の早期発見と、心身に障がいのある幼児の支援や教育の充実を図ります。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
合計特殊出生率		1.09 (R 5 年度)	1.19
出生数		57 人	65 人
婚姻数		32 件	55 件
男性育児休業取得率 (3～4 か月児健診時の聞き取り結果)		7.02%	20.0%

第2節 互いを尊重し合う福祉のまちづくり



1 地域社会を基盤とした福祉体制づくり

【現状と課題】

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる一方で、ひきこもり、虐待、孤独・孤立などの社会問題も発生しています。

町民一人一人が自立した生活を送り、孤立することのないよう、個人・地域・事業者・行政がともに力を合わせ、地域共生社会を実現し、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取り組みを推進する必要があります。

【主な課題】

- ・ひきこもりや虐待、孤独・孤立などの社会問題への対応

【基本的施策】

- (1) 地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会と連携して地域社会を基盤とした地域福祉を推進します。
- (2) 互いを尊重し、助け合いや支え合いが行われる地域づくりを進めます。
- (3) 地域・事業者・行政などが一体となった地域福祉支援体制の充実を図ります。
- (4) 福祉意識の啓発に努めます。
- (5) 社会福祉協議会が委嘱する福祉推進員¹⁷について、すべての地区に配置されるよう区長などの関係者と連携に努めます。

2 いきがいと喜びを持って暮らせる高齢者支援

【現状と課題】

町の65歳以上の人口割合は、2025年（令和7年）4月1日現在で39.7%に達しました。また、団塊の世代が75歳以上を迎え、高齢者世帯も年々増加している状況です。

そのような中、高齢者が生きがいと喜びを持って、また、安心して暮らせるよう、高齢者の活動の場づくりの充実や、高齢者世帯見守り体制など高齢者を支援する体制の充実が求められています。

活力ある高齢者が知識や経験を活かし、地域の担い手となり、活躍できる社会づくりが期待されていることを踏まえ、2024年（令和6年）3月に策定した第9期介護保険事

¹⁷ 福祉推進員：地域の高齢者等の見守り活動等を行う地域ボランティア。

業計画では、地域包括ケアシステム¹⁸の深化・推進による地域共生社会の実現を目標としています。

【主な課題】

- ・高齢者の仲間づくり、生きがいづくり
- ・高齢者が活躍できる社会づくり

【基本的施策】

(1) 地域ケア体制の充実

- ア 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- イ 介護・福祉・医療などの関係機関と連携し、地域包括支援センター¹⁹による支援体制の充実を図ります。
- ウ 高齢者が自立した生活を送ることができるよう、町民のボランティア体制を構築し、介護予防・日常生活支援総合事業により生活支援サービスの充実を図ります。
- エ 特別養護老人ホームの利用ニーズの把握に努め、施設入所待機者対策について検討します。
- オ 福祉サービスについての情報を広報やホームページ等に掲載し、地域住民への啓発を図ります。
- カ 高齢者が孤立することなく安全・安心に生活できるよう、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。

(2) 高齢者の積極的な社会参加

- ア 高齢者の健康増進をめざしたスポーツ、レクリエーションや趣味を生かした文化活動など、居場所づくり、生きがいづくり事業を推進します。
- イ シルバー人材センターなどによる高齢者の雇用・就労の場の確保に努めます。
- ウ 世代間の交流活動などの展開を図ります。

(3) 高齢者にやさしい社会環境

- ア 判断能力が不十分な方に対する安全な資産管理などについて、成年後見人制度の利用促進を図ります。
- イ 有料老人ホームなど、居住系施設に対する高齢者の的確なニーズの把握に努めます。

¹⁸ 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されること。

¹⁹ 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

3 一人一人に寄り添った福祉サービス

【現状と課題】

障がいの重度・重複化、多様化が進んでいる中、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を踏まえた施策の展開が求められます。

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりと社会的自立の支援と社会参加しやすい環境を整備する必要があります。さらに、障がいのある人の家族の高齢化などにより既存のサービスや体制のみでは対応が難しい事態も想定され、入所施設や病院、親元からの地域移行を進めていく必要があります。

低所得世帯は、社会情勢の変動により経済的な影響を受けやすいことから、現行制度において要援護者ごとに様々な生活支援が行われていますが、今後とも地域での自立した生活を送るため、支援する必要があります。

【主な課題】

- ・障がいのある人の家族の高齢化

【基本的施策】

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの円滑な運営の実施を図ります。
- (2) 障がい者が自宅や地域で安心して生活できるよう、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの地域生活支援事業の充実を図ります。
- (3) 各種相談業務について、障がい者と民生委員・児童委員、知的障害者相談員、身体障害者相談員、相談支援事業所などとの連携を密にし、援助活動の推進に努めます。
- (4) 国・県などと連携しながら、各種制度の周知、体制の整備を進め、障がい者の雇用促進、社会参加の推進に努めます。
- (5) 緊急時の対応や施設などから地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等整備事業について障がい者や各事業所と連携を図るとともに、西村山地域全体で事業の推進に努めます。
- (6) 社会福祉協議会と連携して、福祉ボランティアの育成を図ります。また、ボランティア連絡協議会を通して、各団体との情報交換、連携に努めます。
- (7) 低所得者の生活安定のため、自立相談支援機関と連携し、就労に向けた情報の提供を図ります。
- (8) 低所得者の生活相談、助言を行うため、民生委員・児童委員や福祉関係者との連携を図ります。

(9) 段差をなくすなどのバリアフリーも含め、ユニバーサルデザイン²⁰に配慮した総合的なまちづくりを推進します。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度（R 6 年度）	2030 年度（R 12 年度）
福祉推進員設置地区数		83 地区	108 地区
高齢者の居場所となる拠点の利用者数		6,834 人 (直近3年平均)	7,500 人

²⁰ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いに関わりなく、より多様な人々が、できるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちなど多様なものをデザインしようとする考え方。



1 保健体制、地域医療の充実

【現状と課題】

ライフスタイルの多様化、食生活習慣の乱れや運動不足、高齢化の進展に伴う生活習慣病の増加などにより、私たちの健康を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、町民の健康に関する意識、健康づくり、予防策に対する関心が高まっています。一人一人が、生涯にわたって健康や体力に関心を持ち、地域全体で健康づくりに取り組む環境づくりを推進する必要があります。

また、健康で明るい暮らしを実現するため、健康増進による病気の予防と早期発見・早期治療により、日常的に介護を必要とせず、元気で活動的に暮らすことができる「健康寿命」を延ばしていくための施策を展開していく必要があります。

町における医療環境については、県立河北病院を中核として、地域医療との密接な連携により高い水準にありますが、少子高齢化の進展や医業承継問題、公立病院の再編・整備に伴う医療環境の変化などの課題があります。小児医療や救急医療の確保・充実、地域包括ケア病棟の確保など、多種多様な医療ニーズに的確に対応できる医療体制の確保、医療ネットワークの充実を図るとともに、医療・介護・福祉の連携強化に努める必要があります。

【主な課題】

- ・健康寿命の延伸
- ・新病院整備を見据えた地域医療の確保

【基本的施策】

(1) 健康づくりの推進

ア 健康づくり推進都市宣言を踏まえ、健康づくり推進協議会を核に、総合的な対策を図ります。

イ 健康かほく 21 行動計画に基づき、町民が一体となった健康づくりへの意識の向上を図ります。

(2) 地域保健・防疫体制の充実

ア 疾病・生活習慣病対策を図るため、予防の推進と各種健康診査の充実を図ります。

イ 成人・高齢者保健事業の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

ウ 健康マイレージ事業の実施により、町民の健康増進を図ります。

エ 「健康づくりいきいきサロン事業」の実施により、介護予防の推進と、地域での相互支援体制の充実を図ります。

オ 歯科保健事業の充実を図り、80歳で20本の歯を残す「8020運動」の推進を図りま

す。

カ 精神保健福祉事業の充実に努めます。

キ 各種予防接種の接種率向上を図り、町民の疾病予防に努めます。

ク 感染症予防知識の普及啓発を図り、他者を思いやる心を大切にされた感染症予防に努めます。

ケ 献血推進のための意識の高揚を図ります。

(3) 地域医療の充実

ア 県立河北病院や新病院における小児医療や夜間診療・救急医療体制及び感染症対策医療機能の充実に資する取り組みを進めるとともに、民間医療機関との連携強化を促進し、地域医療体制の充実に努めます。また、地域医療体制に関する情報は、随時広報等に掲載し発信に努めます。

イ 西村山地方救急医療対策協議会等の関係機関と協議・検討を重ね、休日・夜間医療体制の確保に努めます。

2 保険事業の推進と健全化

【現状と課題】

介護保険制度は高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者などを社会全体で支えあう仕組みとして、2000年（平成12年）4月に導入されました。しかし、介護をめぐる問題は少子高齢化の進展により、高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予測され、新たな課題への対応が求められています。介護保険の相談業務や町民への広報などの強化を図りながら、サービス基盤の整備を進めていく必要があります。

国民健康保険は、地域医療の確保と町民の健康保持に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしています。高齢化の進展による医療費の増加、近年の景気低迷の影響による被保険者の所得水準の低下などの問題が生じており、国民健康保険の安定的運営が求められています。

また、健康保険制度は、2024年（令和6年）12月に「マイナ保険証」の利用を基本とする仕組みへと移行し、医療機関等の間における円滑で安全な情報共有が推進されています。

今後も介護保険・国民健康保険財政の健全化を図り、適正な運営に努めていく必要があります。

【主な課題】

- ・医療費支出の増大

【基本的施策】

- (1) 介護保険に関する相談業務や広報などの活動を強化します。
- (2) 介護を必要とする要介護者に対する介護サービス基盤の充実に努めます。
- (3) 介護予防に努め、保険財政の健全化を図ります。
- (4) 生活習慣の改善や疾病の重症化予防施策などの展開により、医療費の適正化を図ります。
- (5) 被保険者の健康を増進するため、保健事業の充実に努めます。
- (6) 国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- (7) よりよい医療の提供のため、マイナ保険証²¹の利活用を推進します。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
特定健診受診率		53.3% (R 5 年度)	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群者割合		25.7%	23.0%
後期高齢者一人あたり医療費		758 千円	694 千円
マイナ保険証利用登録率(国保) 【新規】		75.3%	100%

²¹ マイナ保険証：健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード

第4章 新たな魅力を発信しにぎわいのある町

町の資源や特性を生かし、農林水産業、工業、商業、観光の連携を強化し、起業や商品開発・ブランド化などにより新たな魅力を掘り起こすとともに、積極的に情報発信をします。地域経済を活性化し、雇用の場の確保や観光客数の増加による、にぎわいのあるまちづくりに挑戦します。

第1節 次代につなぐ農林水産業



1 農林水産業の所得と収益性の向上

【現状と課題】

町の農業は、肥沃で平坦な恵まれた土地条件や国営寒河江川基幹水利事業による安定的な水利条件のもと、水稻を基幹とし、さくらんぼなどの果樹、野菜、花きなどの施設園芸作物を組み合わせた複合経営形態の農業が営まれています。

近年の異常気象、特に高温障害は作物に大きな影響を与えており、早急な対応が求められています。

また、農業の持続的な発展を図るためには、農業が内在的に有する自然環境の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産体制を推進することが重要です。そのため、農産物を生産するだけでなく、食の安全志向に十分留意した生産と販売経路の拡大を図るとともに、農商工連携による食を起点としたビジネス展開を展望しながら、産直施設への出荷を促すなど、所得や収益性の向上につなげていく必要があります。あわせて、学校給食や直売所・産直施設などにおける地産地消の取り組みを推進していく必要があります。

さらに、グリーン・ツーリズム²²による体験農業を通じた消費者との直接的な交流により、都市と農村の交流を活発化し、活力ある農業農村づくりを推進する必要があります。

森林については、町の森林面積は1,422haで、町土面積の約27%にあたり、このうち、杉を主体とした人工林の面積は370haで、人工造林率は26%となっています。

間伐、保育などの森林の育成事業は、将来の健全な森林の造成だけでなく、水源かん養や山地災害の未然防止という点においても極めて重要な取り組みとなっています。しかしながら、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、適切な管理が行われていない森林が増加していることから、森林経営管理法に基づき、適切な森林管理を推進していく必要があります。さらに、松くい虫やナラ枯れによる被害を防止しながら、健全な森林の育成に努めるとともに、既存林道の改良や維持管理により、森林資源の質的向上と公的機能の維持増進を推進する必要があります。

²² グリーン・ツーリズム：都市住民が農山漁村地域で自然や文化を楽しみ、地域住民と交流すること。

水産業については、魚道の確保など自然環境に配慮した川づくりが求められています。限られた水産資源の有効活用を図りながら漁業振興を推進するとともに、漁業環境の保護に努める必要があります。

また、山間部において、有害鳥獣による農作物被害が発生しているため、その防止に努める必要があります。

【主な課題】

- ・気候変動への対応
- ・有害鳥獣による農作物被害への対応

【基本的施策】

(1) 農用地の有効活用

- ア 総合的に農業の振興を図るため農業以外の分野との調整を図りつつ、農業を営む上で条件のよい地域を一体的に保全します。
- イ 関係機関と連携し、多面的機能支払交付金事業を活用して、農地や農業施設を保全・管理し、美しい田園風景を守り農村の活性化を図ります。
- ウ 食料・農業・農村に関する土地改良事業を推進します。

(2) 農業の振興・所得の確保

ア 稲作

- (ア) 農業協同組合など関係機関と連携しながら、「はえぬき」・「つや姫」・「雪若丸」の栽培を推進し、食味値の向上や安心・安全米の生産体制の強化などに努めます。
- (イ) 経営所得安定対策事業のなかで、飼料用米、酒米、加工用米など新規需要米の作付けを推進し、土地利用型作物の作付団地化を誘導することで生産振興を図ります。

イ 畑作・園芸特用作物

- (ア) 水田の有効活用による農業所得の向上につなげるため、水田転作地における枝豆、とうもろこし、アスパラガスの産地戦略作物²³の栽培を奨励し、生産拡大と産地形成を図ります。
- (イ) 花き、イチゴ、アスパラガスなどの施設型農業を推進します。
- (ウ) 秘伝豆などの栽培の定着化を推進し、経営の安定と産地銘柄の確立を図ります。

ウ 果樹

- (ア) さくらんぼ、りんご、ラ・フランス、ぶどうなどの良品質安定生産のため、生産技術の確立、普及を推進し、産地銘柄の確立に努めます。
- (イ) さくらんぼの安定生産と軽労化対策を図るため、ハウス栽培や「Y字仕立て²⁴」

²³ 産地戦略作物：産地の特色を活かし、競争力を高めるために選定された農産物。

²⁴ Y字仕立て：品質向上と収量の増加、管理作業の効率化、省スペース化のために植物の主枝を2本に分枝させ、Y字型に育成する手法。

などの新しい樹形の作り方の導入を推進します。

エ 畜産

(ア) 飼料用米を活用した高品質牛の安定生産体制づくりを図り、「山形牛」ブランドを推進します。

(イ) 飼料の安定供給と自給率向上を図るため、転作田を活用した飼料作物の増産や省力化などの飼料生産体制を推進します。

オ 環境に配慮した生産体制

(ア) 無農薬・減農薬・有機栽培による環境循環型の農業を推進します。

(イ) 環境保全のため、農業用廃プラスチックなどの適正処理に努めます。

(ウ) 畜産農家と耕種農家との連携により、良質な土づくりを促進します。

(エ) 関係機関と連携し、気候変動に対応するための新技術の導入や生産基盤づくりを支援します。

(3) 農商工連携の強化、食を起点としたビジネスの展開

ア 農産物の高付加価値化を図るため、イタリア野菜や秘伝豆などブランディングを行い、販路拡大に努めます。

イ 生産者と消費者の交流を深め、安全で信頼性の高い農産物販売体制を確立するため、産直施設での販売など生産者の顔の見える農業を推進します。

ウ 食育推進計画に基づき、学校給食や直売所・産直施設などにおける地産地消の取り組みを推進し、加えて消費者に対するPRに努めます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進

ア さくらんぼなどの観光農園の受け入れ体制の強化、体験農業の促進、体験型宿泊施設（ひなの宿）の活用により、都市との交流を図ります。

(5) 多様な人材の農業参画

ア 農村を支える新たな動きや活力を創出するために、多様な農業への関わり方を支援します。

イ 都市との情報交換や交流の場を拡充し、夢のある豊かな農村づくりを推進します。

(6) 林業の振興

ア 健全な森林を育成するため、森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税²⁵を財源として活用し、適切な森林管理の推進や、既存林道の改良・維持管理に努めます。

イ 水源かん養、土砂流出・崩壊防止などの国土保全、環境保全のため、緑化推進事業を促進します。

(7) 水産業の振興

ア 漁業環境保全と魚族の保護に努めます。

イ 魚族放流増殖事業を行い、内水面漁業の安定した資源確保に努めます。

(8) 有害鳥獣への対応

ア 有害鳥獣による農作物被害防止に努めます。

²⁵ 森林環境譲与税：市町村による森林整備の財源として国から譲与されている税金。

2 担い手・新規就農者の育成、経営体・経営組織の強化

【現状と課題】

農業就業人口が年々減少し、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。こうした中、担い手の確保や育成を図り、新規就農者を支援していく必要があります。

また、効率的かつ安定的な農業経営のため、農用地の集積・集約化と農業法人などが担い手となることが求められています。

さらに、農業を取り巻く先端技術の開発普及など、スマート農業²⁶を展望しながら収益性の向上に取り組んでいく必要があります。

【主な課題】

- ・農業の担い手の確保、育成と経営の強化
- ・農業者の高齢化・人手不足

【基本的施策】

- (1) 地域ごとに話し合いで作成された地域計画に基づき、地域が抱える人と農地の問題の解決を推進します。
- (2) 関係機関・団体と連携した地域の話し合いにより農地中間管理事業を積極的に活用することで、効率的な農業経営が可能となるよう農地の流動化と面的集積を推進し、担い手農家の育成を図ります。
- (3) 農業後継者の確保対策・農業経営資質の向上を図るため、県関係機関などと連携を強化しながら、各種研修や実践活動を支援します。
- (4) 認定農業者の会、農業士会・就農研修生受入協議会などの協力を得ながら、担い手農家・新規就農者の育成を図ります。
- (5) 障がい者などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる農福連携について推進します。
- (6) 農用地の集積や農作業の効率化のため、集落営農法人化²⁷の推進・育成を図るとともに、先端技術の開発普及などスマート農業を展望した農家の取り組みを支援できる仕組みを検討します。
- (7) 広域的な若手農業者間の交流を深め、技術の開発など新しい農業の在り方を推進します。

²⁶ スマート農業：ロボット技術やICT等の先端技術の活用による新たな農業。

²⁷ 集落営農法人化：規模拡大や効率化、経営安定を目的に、農家が組織化し、共同で農業経営を行う法人の設立にむけた取り組み。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度（R 6 年度）	2030 年度（R 12 年度）
農業産出額		588 千万円（R 5 年度）	622 千万円
担い手農家数		169 人	150 人
新規就農者数（累計）		31 人	60 人

第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし



1 企業の成長と発展

【現状と課題】

2025年（令和7年）3月末における工業団地の立地企業は、谷地工業団地は17社、花ノ木工業団地は14社となっています。立地企業各社にあつては、技術力向上と積極的な設備投資により、雇用創出や地域経済発展に大きく寄与しています。

今後も花ノ木工業団地への産業立地と既存企業に対する支援により、地域経済の活性化を推進する必要があります。

また、経営向上のための取り組みを支援していくとともに、産学官の連携体制の確立、新たな事業分野への開拓を推進し、さらなる技術の向上、人材育成に努める必要があります。

【主な課題】

- ・経営向上のための取り組み支援
- ・さらなる技術の向上、人材育成

【基本的施策】

(1) 産業立地の促進

ア 町独自の優遇措置により、花ノ木工業団地への産業立地を積極的に促進します。

(2) 企業の育成・支援

ア 生産性の向上やDXへの支援に注力し、経営基盤を確立するとともに、研修体制を強化し、人材の育成に努めます。

イ 企業におけるキャッシュフロー経営の推進を支援します。

ウ 労働力確保のため、若者の地元企業への就職支援や首都圏在住者のUIJターン²⁸希望者などへの情報提供を積極的に進めます。

エ 地元企業への理解を深めるよう、企業の魅力を、中・高生へ発信します。

オ 職業訓練センターの有効活用を図り、事業所で働いている方や、地域人材の能力開発の養成に努めます。

カ 自然・住宅・社会環境に配慮し、産業廃棄物の少量化や低公害工場化への指導を強化します。

キ 異分野の事業者が連携し、新たな事業分野の開拓を図る連携事業の推進に努めます。

²⁸ UIJターン：Uターン、Iターン、Jターンの総称で、大都市圏から地方に移住すること。Uターンは地方から都市で移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターンは大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Iターンは都市から地方へ移住すること。

ク 商工会や県の支援機関と協働し、事業承継の支援に努めます。

2 商業の振興と中心市街地のにぎわいづくり

【現状と課題】

人口減少が進み、地域経済の縮小が懸念される中、2019年（平成31年）には東京の三軒茶屋にアンテナショップ「かほくらし」が開設されました。この店舗を拠点として最大限活用し、町内産の農産物や商品を都市部へ販売促進することが重要となっています。

その一方で、交通網の整備、消費者ニーズの多様化、情報化の進展、後継者不足などに伴い、町の商店街では空き店舗が目立つようになっており、魅力ある中心街の賑わいを取り戻すため、空き店舗対策、小売業の役割などに配慮した商業の振興を進める必要があります。

また、地域資源を活用した商品開発による新たな魅力の掘り起こしを行うとともに、農林水産業・商業・工業・観光の連携に努める必要があります。

【主な課題】

- ・まちなかのにぎわいづくり
- ・異業種間の交流・連携

【基本的施策】

- (1) 商工会や商業経営指導機関との連携を強化し、商店会組織の指導育成と後継者の育成に努め、消費者のニーズに応えられる商業の振興に努めます。
- (2) 商店の合理化、経営安定のため、有利な事業資金融資あっせんや制度資金の情報提供を行うとともに、魅力ある商店街にするため、空き店舗対策に努めます。
- (3) オンラインを活用した商取引や商品開発を支援し、競争力の強化を図ります。
- (4) 中心市街地にあるどんがホールや遊蔵、新庁舎や児童動物園、中央公園などの拠点をつなぐ有機的な連携を促進します。
- (5) 地域経済を活性化するため、地域資源を活用した農林水産業・商業・工業・観光の連携を図るとともに、都市部との交流を活発化させることによる地域産業の活性化を目的とした地域商社の活動を支援し、食と農を起点としたビジネス創出と農業振興、雇用の創出に努めます。
- (6) 地元製品の売り上げ向上及び関係人口と交流人口の拡大のため、アンテナショップの活用推進を図ります。

3 若者の起業支援

【現状と課題】

地域経済の活性化のために、若者などの新たな視点での魅力的な産業の創出が期待されており、意欲のある人材の起業を支援する体制づくりが求められています。

また、経営者の高齢化や後継者不足による事業承継問題が課題とされており、産業の継続のためにも、後継者候補となる人材の育成が求められています。

【主な課題】

- ・創業後のフォローアップ強化
- ・地場産業の技術継承

【基本的施策】

- (1) 既存企業の活性化や新たな事業者の起業のため、町独自の支援を図ります。また、創業後のフォローアップを図るため、商工会と協働し伴走型支援に努めます。
- (2) 企業の先導的取り組みやベンチャー企業などの起業家への支援を図ります。
- (3) 地場産業の技術継承や事業の承継のため、中・高生の起業意識を育むことなどにより、起業家や後継者候補となる担い手の育成支援に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
花ノ木工業団地分譲率		88.53%	100%
年間商品販売額		1,549 千万円 (R 3 年度)	2,173 千万円
起業数 (累計)		11 件	36 件

第3節 地域の宝を活用した発信



1 観光資源の発掘・整備と発信

【現状と課題】

観光の振興は、経済の活性化につながるばかりでなく、町のイメージアップも図られます。産業としての観光を意識し、他産業への波及効果も考慮しながら観光振興を図る必要があります。

町には、谷地ひなまつり、谷地どんがまつり、紅花資料館などの歴史的文化資産や児童動物園、べに花温泉「ひなの湯」、道の駅河北など多くの観光資源があります。

これらの観光資源を活用することはもちろん、体験農業による滞在型観光や通年型観光など、歴史や文化、農業などを組み合わせた総合的な観光を推進し、国内外へ情報発信をする必要があります。

【主な課題】

- ・リニューアルした児童動物園のブランディング
- ・インバウンドツーリズムの受け入れ態勢整備

【基本的施策】

(1) 既存観光資源の整備充実

- ア 紅花資料館内外の施設や景観、展示資料などの整備を図ります。
- イ 紅染め、農業、そば打ちなどの体験観光を推進します。
- ウ 歴史と伝統を活かしながら、谷地ひなまつり、べに花まつり、谷地どんがまつりの充実を図ります。
- エ 観光資源などを案内する標識について、計画的な設置・修繕・更新に努めます。
- オ 体験農業などの観光情報の発信を図るとともに、地元農産物を活用した積極的な誘客運動に努めます。
- カ リニューアルした児童動物園のブランディング²⁹による魅力向上を図り、町の観光振興の牽引資源としてさらなる誘客とにぎわいづくりにつなげます。
- キ 児童動物園やいもこ列車、サハトべに花全天周劇場のプラネタリウムなど、町の資源の連携により誘客に努めます。

(2) 新たな観光資源の開発

- ア 観光客数の拡大を目指し、町の特産品をより多くの人々に知ってもらうため、近県や首都圏との広域的連携により、観光・物産キャンペーンの充実を図ります。
- イ 観光ボランティア、観光物産協会などを支援し、観光の充実を図ります。
- ウ ひなの湯とひなの宿の充実を図り、都市部からさらなる観光客の誘客に努めます。

²⁹ ブランディング：商品やサービスの価値を高め、ほかとの差別化を図ること

- エ 河北町の特色ある食や観光情報を提供・発信する施設として道の駅を活用し、町への誘客に努めます。
- オ 「冷たい肉そば」「かほくイタリア野菜」などの町の食のPRや食を通したイベントの推進を図ります。
- カ 町内外の人から町をよく知ってもらうため、町の資源を組み合わせたストーリー性のある巡回ルートの開発に努めます。
- キ 民間企業との連携に努め、さらなるインバウンド誘致に努めます。

2 広域連携による観光資源の整備

【現状と課題】

町内の観光資源の充実やPRだけではなく、近隣自治体との観光の広域的な連携により、魅力的な広域観光ルート開発やイベント開催を行うことによって、より一層の町内への観光客の呼び込みが必要とされています。町単独ではなかなか立ち寄る機会のなかった観光客に対して、町の魅力に触れてもらうことで、再訪につながり、さらなる観光客数の増加となることが期待されています。

【主な課題】

- ・ 広域連携による観光資源の活用

【基本的施策】

- (1) やまがた広域観光協議会と連携を図り、村山管内広域観光ルートの開発を推進し、町内観光施設への誘客を図ります。
- (2) 村山地域7市7町が連携したDMOさくらんぼ山形や西村山1市4町が連携した山形どまんなか探訪プロジェクト会議などを活用し、村山広域観光事業を推進し、町内観光施設への誘客を図ります。
- (3) 高速交通網として空路、鉄路などと町内の観光資源を有機的に結びつけ、観光振興計画に基づき、まつりやイベント・体験観光・観光農園を組み合わせ、1年を通した町内観光ルートの充実強化を図ります。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度（R 6 年度）	2030 年度（R 12 年度）
観光客数		648,100 人	800,000 人
谷地どんがまつり来場者数		79,000 人	90,000 人
広域連携観光事業数		21 件	25 件

第5章 ふるさとに学び次代につなぐ町

家庭・地域・学校などが連携し、幅広い年代での交流、教育、生涯学習、スポーツなどの活動を推進します。町民みんなで子どもたちの豊かな人間性を養い郷土愛の醸成を進め、歴史と文化を継承し、次代に想いをつなぐまちづくりに挑戦します。

第1節 家庭・地域と連携した学校教育



1 地域とともに育む学校教育

【現状と課題】

少子化、高度情報通信社会の進展など、子どもたちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化しています。このような中、常に新しい知識や技術の習得、心の豊かさや生きがい求められています。

小・中学校における教育は、生きる力を育むことを目的としていますが、これは、次代を担う子どもたちが、将来、社会生活を営む上で必要な基本的な知識や技能を習得することと、これらを活用して課題を解決するために必要な力を育むことであり、小・中学校では、地域の特性を考慮し、児童生徒一人一人の個性を生かす特色ある教育が求められます。また、高度情報通信を活用しながら教育内容の充実を図るとともに、学校施設の計画的な修繕を進めながら良好な児童生徒の学習環境を確保する必要があります。併せて、本町の将来を見据えた小・中学校のあり方や教育環境の整備のあり方について、河北町立小学校のあり方検討委員会からの答申を受けて2024年度（令和6年度）に河北町立小学校の整備に向けた基本方針を策定しました。この方針に基づき、河北町立小中学校整備委員会で議論を重ね、河北町立小中学校整備基本構想・基本計画の策定を進めています。今後も教育関係者、町民各層から意見を聞きながら、学校整備を進めていく必要があります。

【主な課題】

- ・ 将来を見据えた町立小・中学校の計画的な整備
- ・ 中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保

【基本的施策】

- (1) 2026年度（令和8年度）に第3次教育振興計画を策定し、その推進に努めます。
- (2) 教育環境の整備
 - ア 学校施設長寿命化計画に基づき、校舎の維持補修や危険防止のための改修工事などを実施します。

- イ 魅力ある教育環境をつくるため、教育備品の整備・更新を図ります。
- ウ 河北町立小中学校整備基本構想・基本計画に基づき、小中一貫教育³⁰の環境整備など、将来を見据えた学校整備を計画的に進めます。
- エ 学校図書館の施設の整備、図書資料の充実を図るとともに、中央図書館との連携のもと、読書指導の強化に努めます。
- オ 学校活動でのスクールバスの多目的な利用を図ります。

(3) 教育の質の向上

- ア 教職員の研修・研究体制を強化するため、教育研究所の充実を図るとともに、現在の研究協力校、事業推進校などを拡充し、より実践的な研修・研究に努めます。
- イ 魅力ある教育内容と指導方法について、指導主事による指導などを通じ、自主的・自立的な特色ある学校教育活動の展開を図ります。
- ウ 学習指導要領に基づくカリキュラムの作成・推進、教材・教具の整備を図ります。
- エ 生産の喜びと感動を体験する学習や、地域の自然に関する学習の充実を図ります。
- オ 演劇、音楽、美術などの文化活動を推進し、児童生徒の情操教育の高揚に努めます。
- カ ふるさと体験学習や地域ボランティア活動などによる地域社会への参加を通じて、郷土愛の醸成や思いやりの心を育てる教育の充実を図ります。
- キ 小・中学校のICTを活用した教育の充実と指導者の資質向上を図るとともに、情報モラル教育の推進により、児童生徒の時代に即した情報活用能力の育成・学力向上に努めます。
- ク 語学指導助手の派遣事業を継続するとともに、国際理解教育や外国語活動・外国語教育を充実します。
- ケ 心身に障がいのある児童生徒の個性・能力やそれぞれの障がいに応じた教育内容と指導方法の改善・充実を図ります。
- コ 幼稚園・認定こども園・小学校と関係機関との連携により、発達障がいの早期発見に努め、その特性に応じた指導や環境の整備、学習生活指導補助員³¹の継続的な配置などの教育的支援を図ります。
- サ 小中学校においてコミュニティ・スクール³²と地域学校協働本部事業³³の一体的推進を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指した教育活動の展開に努めます。

(4) 学習支援・教育相談の充実

- ア いじめ、不登校、別室登校へ対応するため、日常における自己肯定感や自己有用感を育て、スクールカウンセラーの配置や適応指導教室での指導に努めます。

³⁰ 小中一貫教育：小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。

³¹ 学習生活指導補助員：学校で児童生徒が学習・生活を行う際に、特に配慮を必要とする児童生徒に対応し、一人一人に寄り添い、担任教諭のサポートを行う会計年度任用職員のこと。

³² コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置する学校のこと。

学校運営や学校の課題解決に、保護者や地域住民が参画できるもの。

³³ 地域学校協働本部事業：学校と地域がパートナーとなり、地域の大人、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を活性化する活動のこと。

イ 教育研究所における研修やスクールカウンセラーによる小・中学校の研修の支援、教育相談に関わる教員の資質の向上を進め、不登校の状態に配慮した教育相談や学校における教育相談を充実し、担当者の連携を深めます。

ウ 帰国児童生徒や外国人児童生徒に対して、円滑な受け入れと適切な適応指導に努め、日本における生活への早期適応を支援します。

(5) 健康・安全教育の充実

ア 自他のいのちを大切にし、豊かな心・健やかな体を育て、より良い生き方を目指す「いのちの教育」をさらに進めます。

イ 食育を進め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努めます。

ウ 身の回りの危険を理解し、それに対する力を育てるために、PTAや地域・他の関連機関と連携しながら安全教育に努めます。

(6) 部活動改革³⁴によって、将来にわたって河北中生が希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保・充実を図ります。

2 特色と魅力ある高校教育への支援

【現状と課題】

県立谷地高等学校の近年の入学者は定員を割り込み、少子化や高校授業料無償化といった社会の流れの中で、生徒数を増やすのは厳しい状況にあるなか、2023年（令和5年）11月に魅力ある学校づくりを支援するために、オールかほくで谷地高の支援を行うことを目的とした「山形県立谷地高等学校を支援する会」が発足しました。

将来にわたって特色と魅力ある高校として永続的に優れた人材を輩出するとともに、少子化が進展する中であっても活力ある活動が展開できるよう、関係者の理解と協力を求めていくとともに、地域全体で支援していく必要があります。

【主な課題】

- ・魅力ある高校づくりへの実効性のある支援

【基本的施策】

- (1) 県立谷地高等学校後援会の活動を支援します。
- (2) 町内唯一の高等学校として、学校存続と魅力と特色ある学校づくりにつながる取り組みについて、山形県立谷地高等学校を支援する会をはじめ、オールかほくで県立谷地高等学校を支援します。

³⁴ 部活動改革：少子化などを背景に、学校の教員に過度な負担がかかる現状を踏まえ、学校部活動を地域のクラブ活動に展開し、地域全体で部活動を支える仕組みを構築すること。

3 安全でおいしい学校給食

【現状と課題】

2019年度（令和元年度）から中学校でも主食の提供を始め、小・中学校での完全給食が提供されています。また、2023年度（令和5年度）からは、給食費の完全無償化に取り組んでいます。今後も栄養バランスのとれた給食、地元産の食材を積極的に取り入れた新鮮で安全、安心な給食の提供に努める必要があります。

【主な課題】

- ・地元産食材をより多く取り入れた給食の提供

【基本的施策】

- (1) 学校教育との連携を図り、栄養のバランスのとれた給食を提供するとともに、食の安全性を確保するための検査の実施、アレルギー疾患に対する取り組みなど、安全で安心できる給食の提供に努めます。
- (2) 学校給食の重要性と家庭における望ましい食習慣の啓発に努めます。
- (3) 季節感あふれる地元産の食材を積極的に取り入れ、学校給食を通じた食と農の教育、郷土への誇りと愛着の醸成に努めます。
- (4) 施設の衛生管理と職員の健康管理を図り、安全な給食の提供に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024年度（R6年度）	2030年度（R12年度）
自分にはよいところ があると思う 児童生徒の割合	小学6年生	79.6% (県平均：84.0%)	85.0%
	中学3年生	83.2% (県平均：84.4%)	85.0%
学校給食における町産食材の使用率		9.5%	25.0%以上

1 多様な生涯学習の振興

【現状と課題】

学習ニーズの多種多様化が進んでいる中、生涯にわたって学び続けられる環境の整備が求められています。かほく町民大学「ひなカレッジ」をはじめ、より多くの町民が学べる場の提供と、その充実を推進する必要があります。

また、青少年の健全な育成を図るため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、青少年活動を推進する環境づくりに努める必要があります。

身近な生涯学習の拠点施設として、各地区公民館³⁵や自治公民館³⁶は重要な役割を担っています。今後も地域の豊富な人材を活用しながら、多様化、高度化する学習ニーズに対応した公民館活動を推進する必要があります。

図書館については、地域の文化や生活を豊かにする上で大きな役割を担っています。図書の貸出や資料の保存といった機能はもちろん、図書館のネットワークや専門性を活かした資料のレファレンスサービス³⁷の充実も求められています。今後も蔵書の充実を図るとともに、最新情報の提供や資料の保存、図書館の利用を拡大し、読書活動の推進に努める必要があります。

【主な課題】

- ・多角的な生涯学習情報の発信
- ・図書館の魅力向上

【基本的施策】

- (1) 学習ニーズの多様化、高度化に対応するため、時代に合わせた生涯学習事業の内容の見直しを図り、地域社会、行政機関、学校、企業、各種団体などによる生涯学習推進体制の連携に努めます。
- (2) ホームページやSNSなどを活用し、積極的な生涯学習情報の発信に努め、町民の自発性・自主性が発揮できる学習環境や図書、資料などの整備・充実を図り、自己学習の意欲向上を進めます。
- (3) 町民主体のかほく町民大学「ひなカレッジ」の充実を図ります。
- (4) 青少年団体や指導者の育成を推進し、青少年活動を充実するための環境整備を図ります。

³⁵ 地区公民館：西里・溝延・北谷地地区に1箇所ずつある、町が運営する公立の公民館。

³⁶ 自治公民館：町内に80箇所ある、町内会などの地域が自主的に運営する公民館。

³⁷ レファレンスサービス：図書館の資料を使い、利用者の調べものをサポートするサービス。

- (5) 知識や技能を活用し、課題を解決する力を育み、子どもの社会力を高めるため、学校と地域の関わりを深め、健全な子どもを育てる地域学校協働活動を推進します。
- (6) 英会話等推進事業を通じて推進し、また、幼少期から外国語に触れることで、外国語に慣れ親しみ、日常会話ができる町民を増やすべく、外国語の習得や普及推進に努めます。
- (7) 地域の人材を活用し、学習ニーズの多様化、高度化に対応した公民館活動を推進します。
- (8) 各地区公民館や自治公民館とのネットワークの強化と情報提供を推進します。
- (9) 各地区公民館の施設整備と管理運営体制の充実を図り、自治公民館の建設・整備を支援します。
- (10) 郷土資料や紅花関連資料の収集と図書館の蔵書の充実に努めます。
- (11) 図書館の魅力向上に努め、リニューアルを含めた環境整備を検討します。また、インターネットによる図書の貸し出し予約、最新情報の提供やレファレンスなどのサービスに努めるとともに、イベントの企画などにより図書館の利用拡大を図ります。
- (12) 第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの読書意欲を高める読書活動の推進に努めます。

2 活力ある生涯スポーツ

【現状と課題】

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。

町民がスポーツを身近に、そして気軽に親しむためにも、スポーツ施設の充実を図り、生涯スポーツの普及と振興が求められます。

また、スポーツ人口の拡大により競技スポーツの向上を支援する必要があります。

【主な課題】

- ・スポーツ施設の維持管理
- ・スポーツ人口の拡大

【基本的施策】

- (1) 既存スポーツ施設の大規模改修を含めた整備に努め、施設のさらなる充実と活用を図ります。
- (2) 生涯スポーツの普及・振興を図るため、学校体育施設を開放し、その利用を促進します。

- (3) 町民が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブ³⁸の充実を図り、生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会の形成を目指します。
- (4) 町民総参加のスポーツ大会を開催し、町民が気軽に体力づくり、仲間づくりができるよう努めます。
- (5) 生涯スポーツの振興のために、町民一人1スポーツ運動の普及に向けた啓発を推進します。
- (6) 生涯スポーツ活動に関する情報提供の充実を図ります。
- (7) 町民プールでの水中運動や併設するトレーニング室での体力づくりに取り組むほか、両方を組み合わせた活用で幅広い世代の健康増進を図ります。
- (8) 各種スポーツ関係団体の育成を図り、スポーツ人口の拡大を推進します。
- (9) 優秀選手・指導者の育成に努め、指導体制の強化と競技力の向上を図ります。

【数値目標】

項 目	年 度	現 状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
地区公民館利用者数		32,600 人	37,000 人
図書館入館者数		32,200 人	38,000 人
体育施設利用者数		86,922 人	94,000 人
区対抗総合スポーツ交流大会参加者数【新規】		1,222 人	1,620 人

³⁸ 総合型地域スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

1 芸術文化の振興と発信

【現状と課題】

サハトベに花を中心として、個性豊かな文化活動を展開しています。2015年（平成27年）7月には全天周劇場をリニューアルし、プラネタリウム上映が可能となり、新たな学習環境・交流の場として活用されています。

今後も町民主体の文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞機会の拡大など、各種文化活動を推進していく必要があります。また、芸術文化団体育成や町外地域との文化交流を活発にする必要があります。

【主な課題】

- ・芸術文化活動の情報発信強化
- ・芸術文化団体の育成

【基本的施策】

- (1) サハトベに花を核とする魅力ある文化活動を充実させるとともに、芸術文化団体の育成と活性化に努め、各種メディアを活用した情報提供と広域的な文化交流を推進します。
- (2) サハトベに花全天周劇場プラネタリウムの魅力を発信するとともに、活用に努めます。
- (3) 町民が主体となって芸術文化活動の成果を発表する文化祭などを積極的に推進します。
- (4) 地域のまつりや郷土芸能の継承・保存と地域の発展を図るため、その発表の場をつくるなど育成と支援に努めます。
- (5) 若年層に向けた情報発信を強化し、芸術文化活動への意識の向上を図ります。

2 多様な伝統文化の継承

【現状と課題】

町には2025年（令和7年）3月末現在、国指定文化財1件、県指定文化財10件、町指定文化財76件があり、これらの文化財は、郷土愛の育成と新しい文化の創造に大きな役割を果たしています。

今後も貴重な文化財の保存、継承、活用と、郷土の歴史や文化に対する理解をさらに深める体制づくりに努める必要があります。

また、町の歴史を後世に伝えるため、これまで「河北町の歴史」現代編や史料集などを発刊しています。今後も町史に関する資料や行政資料を適切に整理保存し、史料集などを計画的に発刊していく必要があります。

【主な課題】

- ・文化財の保存、継承、活用
- ・資料の適切な整理保存

【基本的施策】

- (1) 文化財の調査を推進し、その保存に努めるとともに、必要に応じて文化財の指定を行い、その魅力をインターネットにより発信し、活用を図ります。
- (2) 紅花関係の古文書などの収集を推進しながら紅花資料館の展示品の充実に努めます。
- (3) 文化財・史跡などの整備、復元、保護に努めるとともに、文化財、史跡の歴史的、文化的価値を紐解き、また、史跡を解説する説明板の設置と歴史・文化の探訪の散策ルートの設定と発信を行い、史跡の活用を図ります。
- (4) 民俗資料や考古資料の整理、保存を図り、その展示・活用に努めるとともに、町に残る史料を調査、収集し、史料集の計画的な発刊に努めます。また、行政資料の整理保存に努めます。

【数値目標】

項 目	年 度	現状	最終目標年度
		2024 年度 (R 6 年度)	2030 年度 (R 12 年度)
全天周劇場入場者数		5,285 人	7,000 人
史跡説明板設置数		74 件	76 件

